国立大学法人電気通信大学UEC基金規程

令和 2年 3月18日

(趣旨)

- 第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学基金に関する規程(以下「基金規程」という。)第7条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学UEC基金(以下「UEC基金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。 (目的)
- 第2条 UEC基金は、本学における教育研究の活性化及び学生支援並びにその活動環境の整備充実等を図ることにより、本学が掲げる目的の達成に資することを目的とする。 (事業)
- 第3条 UEC基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業の用に供するものと する。
 - (1) 本学の学生に対する奨学金等の修学支援に関する事業
 - (2) 本学の国際交流活動の推進に関する事業
 - (3) 本学の教育研究の活動支援及び環境整備に関する事業 (UEC基金の構成)
- 第4条 UEC基金は、UEC基金への寄附及びその運用益をもって構成する。 (雑則)
- 第5条 この規程に定めるもののほか、UEC基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。